

## 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（別記1）第4に基づく公表

農地中間管理機事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

網走市長 水谷 洋一



記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

○網走地区（網走市一円）

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

○令和5年3月30日（木）

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

〔 法人 32 経営体  
　個人 280 経営体 〕

### 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

○担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

○農地中間管理機構を活用し、農業をリタイヤ若しくは経営転換する際には、当該機構に農地を貸し付け、農地の集約を中心とした規模拡大・作業効率化等により、地域農業の発展を図る。

○農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等、既存の制度も活用し、農地集積及び集約化を図る。

### 6. 地域農業の将来のあり方

○地域の中心経営体への農地集積を促進するため、農地中間管理機構を積極的に活用して、農地の集積・集約化に努めるとともに、更なる生産基盤の整備・保全を図り、より生産性が高い農業経営を目指す。

○経営基盤の強化や他分野の産業との連携を図り、農業者が意欲的に営農可能な環境づくりを目指す。